



2026年2月13日

各 位

会 社 名 株式会社 ジェイ エイ シー リクルートメント
代 表 者 名 代表取締役会長兼社長 田 崎 ひろみ
(コード番号: 2124 東証プライム)
問 合 せ 先 上級執行役員 CFO 阿久津 哲也
(TEL: 03-5259-6926)

当社執行役員に対する譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2026年2月13日（以下「本割当決議日」といいます。）開催の取締役会（以下「本取締役会」といいます。）において、以下のとおり、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

●毎期付与型株式報酬

(1) 処 分 期 日	2026年3月12日
(2) 処分する株式の種類 及 び 数	当社普通株式 43,300 株（本日現在の見込株式数であり、下記（4）の処分総額を（3）の処分価額で除した数を株式数とします。ただし、1 株未満の端数が生ずる場合はこれを切り捨てます。）
(3) 処 分 価 額	1 株につき 1,014 円 ただし、2026 年 2 月 18 日から同月 21 日までの間のいずれかの日（以下「条件決定日」といいます。）の直前営業日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の終値（以下「条件決定日前営業日の終値」といいます。）のうち最も高い金額が 1,014 円を上回る場合、処分価額は条件決定日前営業日の終値のうち最も高い金額と同額とします。（注）
(4) 処 分 総 額	44,890,000 円以内（本日現在の見込処分総額は 43,906,200 円）
(5) 処分先及びその人数 並びに処分株式の数	当社の取締役を兼務しない執行役員（上席執行役員を含む。） 13 名 43,300 株（本日現在の見込株式数であり、上記（4）の処分総額を（3）の処分価額で除した数を株式数とします。ただし、1 株未満の端数が生ずる場合はこれを切り捨てます。）

（注）本自己株式処分の処分価額の決定方法（条件決定日を設けた趣旨）

本自己株式処分の決議日である 2026 年 2 月 13 日に、当社は 2026 年 12 月期の連結業績予想を含む 2025 年 12 月期決算短信を開示しています。このため、当該開示に伴う株価の変動を本自己株式処分の処分価額に織り込むことを目的として、最終の条件決定日である 2026 年 2 月 21 日（土曜日）の直後の営業日である 2026 年 2 月 24 日に、2026 年 2 月 12 日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の終値である 1,014 円と条件決定日前営業日の終値のうち最も高い金額を比較し、いずれか高い方の金額を処分価額として決定することとしました。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2022年2月15日開催の取締役会において、当社の監査等委員である取締役及び社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」といいます。）に対する当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、対象取締役を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議しました。

また、2022年3月24日開催の第35期定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための報酬（以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。）として、対象取締役に対して、（i）「毎期付与型株式報酬」として年額40百万円以内、（ii）「一括付与型株式報酬」として年額200百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）の金銭債権を支給し、（i）「毎期付与型株式報酬」として年2万株以内、（ii）「一括付与型株式報酬」として年10万株以内、合わせて年12万株以内の当社普通株式を発行又は処分すること、及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間は当社と対象取締役との間で締結される譲渡制限付株式割当契約により当社普通株式の割り当てを受けた日より、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した直後の時点までの間とすること等につき、ご承認をいただきました。

また、当社は、2024年2月14日開催の取締役会において対象取締役の報酬における株式部分の比率を今後拡大することを決議し、2024年3月27日開催の第37期定時株主総会において、上記「毎期付与型株式報酬」の総額を「年額40百万円以内」から「年額200百万円以内」に、また、当該発行・処分株式枠を、2024年1月1日付の当社普通株式の4分割、及び中期的な株価の上昇等を総合的に勘案して「年2万株以内」から「年18万6,000株以内」にそれぞれ改定することにつき、ご承認をいただきました。

また、当社は、2025年1月22日開催の取締役会において、当社の取締役を兼務しない執行役員（上席執行役員を含み、以下「執行役員」といいます。また、執行役員と対象取締役と併せて「対象取締役等」といいます。）に対しても、上記と同様の主旨で、本制度を導入することを決議しました。

なお、本制度の概要等は以下のとおりです。

【本制度の概要等】

対象取締役等は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役等に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役等との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては①対象取締役等は、一定期間、譲渡制限付株式割当契約により割り当てを受けた当社の普通株式について、第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること、などが含まれることとしています。

今回は、東京証券取引所の定める独立役員で構成される独立役員会への諮問を経て、執行役員13名に支給される第40期事業年度（2026年1月1日～2026年12月31日）の「基本報酬（固定報酬）」及び「業績連動報酬」の額をそれぞれ勘案し、株主価値創造のインセンティブとしての株式報酬とすることを目的として、毎期付与型株式報酬（第40期事業年度分）の譲渡制限付株式報酬の金銭債権44,890,000円（以下「本金銭債権」といいます。）、上記「1. 処分の概要」で定める数の普通株式を自己株式の処分により付与することとしました。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割り当て予定先である執行役員13名が当社に対する本金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について処分を受けることとなります。本自己株式処分において、当社と執行役員との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）の概要は、以下3. のとおりです。

3. 本割当契約の概要

●毎期付与型株式報酬（第40期事業年度分の譲渡制限付株式報酬）

（1）譲渡制限期間

2026年3月12日（本処分期日）から当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役又は使用人のいずれの地位からも退任又は退職した直後の時点まで

（2）譲渡制限の解除条件

譲渡制限付株式報酬の支給対象となる事業年度（以下「本役務提供期間」という。）中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役又は使用人のいずれかの地位

にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。

(3) 本役務提供期間中に執行役員が任期満了その他の正当な事由により退任又は退職した場合の取扱い

①譲渡制限の解除時期

執行役員が、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役又は使用人のいずれの地位をも任期満了その他の正当な事由（死亡による退任又は退職を含む）により退任又は退職した場合には、執行役員の退任又は退職の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。

②譲渡制限の解除対象となる株式数

①で定める当該退任又は退職した時点において保有する本割当株式の数に、本割当決議日を含む月の翌月から執行役員の退任又は退職の日を含む月までの月数を本役務提供期間に係る月数（12）で除した数（その数が1を超える場合は、1とする）を乗じた数の株数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる）とする。

(4) 当社による無償取得

譲渡制限期間満了時点又は上記（3）で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当社は当然に無償で取得する。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の数に、本割当決議日を含む月の翌月から当該承認の日を含む月までの月数を本役務提供期間に係る月数（12）で除した数（その数が1を超える場合は、1とする）を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる）の株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。また、本譲渡制限が解除された直後の時点において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当社は当然に無償で取得する。

(6) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、執行役員が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、執行役員が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結する。また、執行役員は当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容

処分価額については、恣意性を排除した価格とするため、2026年2月12日（本取締役会決議日の前営業日）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値である1,014円と条件決定日前営業日の終値のうち最も高い金額を比較し、高い方の金額としています。このような自己株式処分の処分価額の決定方法は、既存株主の利益に配慮した合理的な方法であり、また、処分価額を市場株価と同額に決定する方法であるため、算定根拠として客観性が高く合理的であり、特に有利な処分価額には該当しないと判断しました。

以上